

西曆 年 月 日

株式会社 シンセリティー御中

クーリング・オフ期間経過後の契約解除申請書

クーリング・オフ期間経過後は、契約を解除しようとする日の1ヶ月前までの電磁的記録による方法（メール）か、書面による意思表示で契約を解除できます。なお、契約解除の場合は、解除までの期間に相当する報酬額として、日割計算した額をいただきます。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額をお返しいたします。

申し込み契約期間 年 月 日 ～ 年 月 日

契約解除日 年 月 日

解除日までの期間 日

会員区分 3ヶ月・6ヶ月・年間・助言料金額 会員 円

報酬金額（日割り計算） 円お支払いします。

報酬前払い金額 円

上記金額から報酬金額（日割り計算） 円

差し引いた金額 円

残金・お返し金額 円

〒
住 所

商号・氏名

㊞

